三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（この命令の失効）

2　この命令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。